

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第48号

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく手続等を定める香川県規則（昭和47年香川県規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><u>（既存不適格建築物等の増築等の確認申請書等に添える調書）</u></p> <p><u>第5条 法第86条の7各項の規定により建築物について増築等をする場合において、法第6条第1項の規定による建築等の確認を受けようとする者又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、確認申請書又は計画通知書に不適格建築物調書（第2号様式）を添えて、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）に提出しなければならない。</u></p> <p><u>2 法第88条第1項において準用する法第86条の7第2項若しくは第3項又は法第88条第2項において準用する法第86条の7第1項の規定により工作物について増築等をする場合において、法第6条第1項の規定による建築等の確認を受けようとする者又は法第18条第2項の規定による計画の通知をしようとする者は、確認申請書又は計画通知書に不適格工作物調書（第3号様式）を添えて、建築主事等に提出しなければならない。</u></p> <p>（定期報告を要する建築設備等の指定）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、<u>前条第1項の表に掲げる建築物に設けたもので、次の各号のいずれかに該当するものとする。</u></p> <p><u>（1） 換気設備で中央管理方式の空気調和設備のもの</u></p> <p>（2） 法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するもの</p> <p>（3） 法第35条の非常用の照明装置で<u>予備電源を別置きしたもの</u></p> <p>3 略</p> <p>（建築設備等の定期報告）</p>	<p>第5条 削除</p> <p>（定期報告を要する建築設備等の指定）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 法第12条第3項の規定により知事が指定する建築設備は、次に掲げるものとする。</p> <p><u>（1） 法第28条第2項ただし書及び第3項の換気設備（自然換気設備及び住宅の各戸に設ける換気設備を除く。）</u></p> <p>（2） 法第35条の排煙設備のうち、排煙機を有するもの</p> <p>（3） 法第35条の非常用の照明装置</p> <p>3 略</p> <p>（建築設備等の定期報告）</p>

第10条 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、前条第1項の昇降機にあっては当該昇降機の設置者が法第7条第5項又は法第7条の2第5項（法第87条の2においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する毎年の当該月の前1月間とし、前条第2項の建築設備にあっては毎年4月1日から11月30日までとし、同条第3項の昇降機等にあっては毎年4月1日から同月30日までとする。

2・3 略

（確認申請手数料等の免除又は減額）

第16条 次の各号に掲げる通知又は申請をした者が県の機関の長である場合は、それぞれ当該各号に定める手数料を免除する。

(1) 法第18条第2項、第5項及び第8項（法第87条の2並びに第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による通知 香川県使用料、手数料条例（昭和27年香川県条例第2号）別表第1 第2表 手数料の部512の項から514の項まで及び562の項から570の項までに規定する手数料のうち当該通知に係る手数料

(2) 法第18条第13項第1号、第43条第1項ただし書、第44条第1項第2号から第4号まで、第47条ただし書、第48条第1項から第12項まで（これらの規定のただし書に限る。）、第51条ただし書、第52条第10項、第11項及び第14項、第53条第4項及び第5項第3号、第53条の2第1項第3号及び第4号、第55条第2項及び第3項、第56条の2第1項ただし書、第57条第1項、第57条の2第1項、第57条の3第1項、第57条の4第1項、第59条第1項第3号、第59条第4項、第59条の2第1項、第60条の2第1項第3号、第67条の2第3項第2号、第5項第2号及び第9項第2号、第68条第1項第2号、第2項第2号、第3項第2号及び第5項、第68条の3第1項から第4項まで、第68条の4、第68条の5の2第2項、第68条の5の4第1項及び第2項、第68条の5の5、第68条の7第5項、第85条第5項、第86条第1項から第4項まで、第86条の2第1項から第3項まで、第86条の5第1項、第86条の6第2項並びに第86条の8第1項及び第3項（法第87条第2項及び第3項、第87条の2並びに第88条第1項及び第2項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）並びに施行条例第8条ただし書（施行条例第11条第2項において準用する場合を含む。）、第13条第1項ただし書、第23条、第26条ただし書及び第28条ただし書の規定による許可、認定、承認及び指定（以下「許可等」と

第10条 施行規則第6条第1項の規定により知事が定める報告の時期は、前条第1項の昇降機にあっては当該昇降機の設置者が法第7条第5項（法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けた日の属する月に相当する毎年の当該月の前1月間とし、前条第2項の建築設備にあっては毎年4月1日から11月30日までとし、同条第3項の昇降機等にあっては毎年4月1日から同月30日までとする。

2・3 略

（確認申請手数料等の免除又は減額）

第16条

いう。)に係る申請並びに許可等の取消しに係る申請 香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部515の項から561の項まで、575の項及び576の項に規定する手数料のうち当該申請に係る手数料

- 2 前項に規定するものほか、次に掲げるものの香川県使用料、手数料条例別表第1 第2表 手数料の部512の項から514の項まで及び562の項から570の項までに規定する手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらの手数料を免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつてはこれらの手数料の額の2分の1に相当する額を減額する。

(1)～(6) 略

3 略

香川県使用料、手数料条例(昭和27年香川県条例第2号)第1条ただし書の規定により、次に掲げるものの確認申請手数料、完了検査申請手数料及び中間検査申請手数料については、第1号に掲げるものにあつてはこれらを免除し、第2号から第6号までに掲げるものにあつては同条例別表第2表手数料の部512の項から514の項までに規定する額の2分の1の額を減額する。

(1)～(6) 略

- 2 前項の規定の適用を受けようとする者は、確認申請書等に同項各号のいずれかに該当するものであることを証する書類を添付しなければならない。

第2号様式 (第5条関係)  
(その1)

(日本工業規格A列4番)

不適格建築物調書(建築基準法第86条の7による)

年 月 日

申請者等(所有者)住所  
氏名

㊦

次の既存建築物を現地調査した結果、事実と相違ありません。

年 月 日 調査員(建築士事務所名・氏名)

㊦

1 既存不適格建築物敷地等の概要(敷地単位)										
基準時					現在					
申請敷地の地名地番										
申請敷地の用途地域										
地域地区										
主要用途										
建ぺい率上限										
容積率上限										
基準時年月日				不適格の理由	公共事業 その他					
不適格の条項及び内容										
	基準時:A		現在:B		申請等による増減:C		合計:B+C=D		D/A	基準時の上限
敷地面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
建築面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
延べ床面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
自動車庫等の床面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
不適格床面積	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>			m <sup>2</sup>
不適格事項( 条)										
不適格事項( 条)										
備 考										

2 申請等建築物の概要(敷地全体での棟単位)									
A 棟			B 棟			C 棟			
工事種別									
構造									
階数									
用途									
	1 階		2 階		3 階		4 階		計
A 棟	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
B 棟	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
C 棟	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
計	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
備 考									

注意 1 既存不適格に係る建築物の管理者又は占有者が所有者と相違する場合は、「1 既存不適格建築物敷地等の概要」の備考欄に管理者又は占有者の住所及び氏名を記入してください。

2 不適格事項が複合の場合は、「不適格事項( 条)」欄を必要に応じて追加し、対象条項ごとに不適格事項を分けて記入してください。

第2号様式及び第3号様式 削除

(その2)

(日本工業規格A列4番)

3 既存不適格建築物等の概要(棟単位)		( )棟					
着工年月日		構 造					
確認年月日・番号		階 数					
検査済証年月日・番号		用 途					
基準時年月日		不適格の理由		公共事業 その他			
不適格の条項及び内容							
		基準時:A	現在:B	申請による増減:C	合計:B+C=D	D/A	基準時の上限
建築物の高さ		m	m	m	m		m
建築面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
延べ床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
不適格床面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
自動車車庫等の面積		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
床面積・原動機・機械の台数及び容器等の容量	建築基準法第20条に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	建築基準法第26条、第27条、第61条及び第62条第1項に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	不適格建築物等						
	作業場車庫等	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	危険物の貯蔵又は処理の用途に供する建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	その他の用途( )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	適合する部分	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>
	適合しない原動機	kw	kw	kw	kw		kw
	適合しない機械	台	台	台	台		台
適合しない容器等の容量	L	L	L	L		L	
建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	
その他の条項( )							
その他							

注意 1 棟が複数の場合は、各棟ごとに作成してください。  
 2 「建築基準法第52条第1項に係る不適格建築物」の欄については、車庫を含む床面積を記入してください。  
 3 配置図及び開取り図(縮尺200分の1程度のシングルラインで、各室の床面積が算定できるように寸法を明示し、不適格部分が判別できるように赤色で明示したものを添付してください。

不適格工作物調書(建築基準法第86条の7による)

年 月 日

申請者等(所有者)住所  
氏名

㊟

次の既存工作物を現地調査した結果、事実と相違ありません。

年 月 日 調査員(建築士事務所名・氏名)

㊟

1 既存不適格工作物敷地等の概要(敷地単位)				2 不適格事項				
地域地区				内容				
敷地の地名地番				条項				
主要用途				基準時	年	月	日	
敷地面積				理由	公共事業	その他		
3 既存不適格工作物の概要(工作物単位) A								
確認年月日・番号				着工年月日				
検査済証年月日・番号				不適格事項				
種類	基準時(A)		現在(B)		申請による増減(C)		合計B+C=(D)	(D)/(A)
法第88条第1項	構造							
	高さ	m	m	m	m	m	m	
	数量							
法第88条第2項	築造面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
	数量	台	台	台	台	台	台	
	出力	kw	kw	kw	kw	kw	kw	
	台数	台	台	台	台	台	台	
	計							
	出力	kw	kw	kw	kw	kw	kw	
	台数	台	台	台	台	台	台	
計								
備考								
*経過欄								
年 月 日	記 事							
年 月 日	第 号により確認処分							

注意 1 3の欄については、必要な工作物の数分明示し、欄が不足すれば用紙を追加してください。  
 2 既存不適格工作物に係る管理者又は占有者が所有者と相違する場合は、管理者又は占有者の住所及び氏名を備考欄に記入してください。  
 3 \*欄については、記入しないでください。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。